

ストレスチェック実施後の報告書の提出について

～「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」～

平成 27 年 12 月に施行されました労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度において、労働安全衛生規則様式第 6 号の 2 **「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」**(以下「報告書」という。)を所轄労働基準監督署へ提出することが義務付けられました(労働者数 50 人以上の事業場に限り)。

報告書の様式については、[下記 URL に掲載しています](#)ので、掲載された様式を用いて提出していただくようお願いします。

厚生労働省ホームページ「安全衛生関係主要様式」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei36/index.html

Q & A

部署ごとに実施時期を分けてストレスチェックを実施した場合、どのように報告するのでしょうか。

A 実施時期を分けている場合は、1 年分をまとめて報告して下さい。なお「検査実施年月」の欄には報告日に最も近い検査年月を記入して下さい。

労働基準監督署への報告について、本社でまとめて報告するという方法も可能でしょうか。

A 当報告については、事業場ごとに、管轄の労働基準監督署まで提出していただく必要がありますので、本社でまとめて報告することはできません。

報告書は、いつ労働基準監督署へ提出すればいいですか。

A 報告書の提出時期は、各事業場における事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えありません。

報告書には産業医の記名押印欄がありますが、産業医がストレスチェックに関与していない場合も記載する必要があるのでしょうか。

A 産業医の職務にはストレスチェックと面接指導に関する事項が含まれており、少なくとも報告の内容は産業医にも知っておいていただくべきものなので、産業医がストレスチェックに関与していなくても報告内容を確認の上で産業医欄に記名押印して下さい。

労働基準監督署への報告については、罰則があるのでしょうか。

A 当報告は労働安全衛生法第 100 条に基づくものであり、違反の場合には罰則があります。

ストレスチェックを実施しなかった場合も、報告書の提出は必要ですか。

A ストレスチェックを実施しなかった場合も報告書を提出する義務があります。また、ストレスチェックを実施したにもかかわらず受検者がいなかった場合でも報告書を提出する義務があります。

50 人未満の事業場においてストレスチェックを実施した場合には、報告義務はあるのでしょうか。

A 50 人未満の事業場については、報告義務はありません。



労働安全衛生規則 第52条の21

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに1回、定期に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書(様式第6号の2)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

様式第6号の2(第52条の21関係)(表面)

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書

80501

労働保険番号

都道府県 | 所管 | 管轄 | 基礎番号 | 枝番号 | 第一種事業場番号

対象年 7:平成 → 年分 検査実施年月 7:平成 → 元号 年 月

1-9年は右小

1-9年は右小

1-9年は右小

事業の種類

事業場の所在地

郵便番号() 電話 ()

1年を通し順次検査を実施した場合、「検査実施年月」欄は報告日に最も近い年月を記入してください。

ストレスチェックの実施義務の対象となっている者の数を記載してください。

在籍労働者数

検査を受けた労働者数

面接指導を受けた労働者数

検査を実施した者

面接指導を実施した医師

集団ごとの分析の実施の有無

1:事業場選任の産業医
2:事業場所属の医師(1以外の医師に限る。)、保健師、看護師又は精神保健福祉士
3:外部委託先の医師、保健師、看護師又は精神保健福祉士

1:事業場選任の産業医
2:事業場所属の医師(1以外の医師に限る。)
3:外部委託先の医師

1:検査結果の集団ごとの分析を行った
2:検査結果の集団ごとの分析を行っていない

右に詰めて記入する人

右に詰めて記入する人

右に詰めて記入する人

折り曲げる場合は、(4)の所を谷に折り曲げること

産業医 氏名

所属医療機関の名称及び所在地

(印)

記名押印(または署名)は必要です。

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

(印)

ストレスチェック制度の情報は、厚生労働省ホームページで！

厚生労働省

ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等

ストレスチェック制度

平成27年12月より施行のストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気づきを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団的に分析し、職場環境の改善につなげる取組です。

プログラム (実施プログラム利用に関する問い合わせ:0120-65-3167)

「厚生労働省ストレスチェック実施プログラム」ダウンロードサイト

※ダウンロードには通常約1~10分の時間を要します。11月~12月はアクセス数が非常に多いため、時間がかかることが予想されます。接続がつかない場合は、比較的利用者が少ない、平日早朝・夜間帯、ならびに土日祝日のダウンロードをお勧めいたします。

ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策

検索